

令和4年度 第4回柳井市上下水道事業経営審議会

- 日 時 令和4年10月24日（月曜日） 午後2時～午後4時
- 場 所 柳井市役所3階大会議室
- 出席者 齊藤由里恵会長、西川義彦副会長、大藪正則委員、加川和弘委員
川崎菊江委員、河内俊二委員、佐郷百恵委員、福永恵美子委員、中重聡美委員
- 欠席者 海田貴裕委員
- 講 演 佐藤裕弥講師（早稲田大学研究院総合研究機構 水循環システム研究所）
（事務局） 重村上下水道部長
水道課 齊郷課長、高石補佐、岡本主査、藤山主査
下水道課 酒井課長、秋元補佐、安達主査、河野主査

○会議次第

- 1) 開会
- 2) 議題
 - (1) 講演
 - ・「水道料金・下水道使用料について」
 - (2) 水道事業について
 - ・水道料金体系の検討について
 - (3) 下水道事業について
 - ・使用料対象経費の算定について
 - ・使用料体系の検討について
- 3) 閉会

○議事録

1) 開会

事務局： 本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

それでは定刻になりましたので、只今より、令和4年度 第4回 柳井市上下水道事業経営審議会を開催いたします。

本日も、新型コロナウイルスの感染対策のため、常時窓を開け、換気をしながらの審議となりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の資料の確認をいたします。まず、お配りしております資料を一覧にしている資料一覧、本日の審議会次第、座席表、本日講演をいただきますので、水道料金・下水道使用料について、柳井市上下水道事業経営審議会～第4回・第5回水道事業～、水道事業用語集、それから柳井市上下水道事業経営審議会～第4回・第5回下水道事業～、下水道事業用語集となっております。お手元に資料はお揃いでしょうか。

なお、今回も本審議会は公開となっておりますのでご承知おきいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、定足数についてご報告いたします。「柳井市上下水道事業経営審議会条例」

第5条第3項の規定により、本審議会は委員の半数以上の出席が必要となっております。本日は委員の2名の方がご欠席でございますので、10名中、8名の出席で、定足数を満たしておりますことを報告させていただきます。なお、欠席者の内1名は、所要のため遅れて来られるとの連絡が入っております。

それでは、早速、議題に入っていただきたいと思います。会長、議事進行よろしくお願いたします。

2) 議題

会 長： どうぞよろしくお願いいたします。それでは早速ではございますが、次第に沿って議事を進めていきます。2議題(1)講演と題しまして、本日の審議会では、まず本審議会において、水道料金や下水道使用料を算定していく上で、基本的な考え方や、原則などについて、参考となる講演をいただくこととなっております。

事務局の方から先生のご紹介をしていただきまして、その後講演に入らせていただきます。また、先生には、本日の審議会は最後までお付き合いいただけるとのことですので、随時ご意見等をいただきながら進めてまいりたいと考えております。それでは、事務局からご紹介をお願いいたします。

(講師紹介)

事務局： それでは、本日ご講演をいただきます、講師の先生のご紹介をいたします。

先生は、早稲田大学総合研究機構の主任研究員として、また、商学学術院・商学部兼任の准教授でいらっしゃいまして、上下水道事業を含む、地方公営企業の会計学、監査論、料金論等をご専門とされておられます。また、総務省自治大学校、市町村アカデミー等の講師のほか、国や都道府県等でも公職を歴任されておられます。

柳井市では、平成26年度水道事業経営懇話会におけるアドバイザー、令和3年度地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業のアドバイザーを始めとして、水道事業及び下水道事業に係る会計、経営、料金等に関するアドバイスをいただいているところです。

本日は、「水道料金・下水道使用料について」と題しまして、ご講演をいただきます。それでは、よろしくお願いいたします。

(1) 講演

講 師： 今事務局からご紹介いただいたとおりですが、これまで本日のテーマでもあります、特に水道あるいは下水道の法律改正などについて、国の委員会の委員などを務めてまいりました。今日はそのような経験をもとにして、特に審議会で注目すべき点、そうしたところを私の方から紹介をさせていただきたいと思います。早速お手元の資料、水道料金下水道使用料の仕組みについてということで、この資料を元に説明をさせていただきたいと思います。

まず1ページ目、施設老朽化と上下水道の持続可能性の懸念としています。日本全体

として今、水道、下水道はどうなっているのかというような大きな傾向の中で、柳井市の問題を考えていきたいと思えます。

水道サービスあるいは下水道サービスと一口に言いますが、水道は基本的に飲み水の供給、これに対して下水道はトイレ等の衛生的な排水サービスと、雨水、大雨等に対する対策なども入っているという点で、水道と下水道は類似していますけれどもちょっと違います。飲み水は、人が生きて以上、生まれたときから必要です。これに対して、下水道は整備が進み住民市民の皆さんの必要性が高まるということであり、整備がされなければ必要不可欠になり様がない。したがって、水道は常に必要だけど、下水道というのは整備の段階・普及率の向上に応じて、徐々に必要性が高くなっていくという点が、異なってくるということになります。この水道と下水道の同じ点、あるいは違う点ということになりますが、基本的には料金で事業を営むという点では概ね同じですが、水道は基本的には、使った人が使った分だけ料金として負担する、これがいわゆる独立採算制というふうに言われています。これに対して下水道は、一部に税の投入が予定をされているという点。水道料金というのに下水道はなぜ使用料というのかといえば、これは完全に住民に転嫁するものではなく、一部は行政的な色彩としての税の投入が入ってくるからです。ただ、先ほど申しました通り下水道も整備が進み、例えば普及率が100%になったと仮定した場合には、水道と全く同じように日常生活に組み込まれることになるので、下水道料金などという形で、水道と経営は全く同じになるでしょう。問題は柳井市として、水道と下水道が同列のレベルに至っているのかどうか、こうしたところがこの後、本日の議論などで中心的に議論されるのではなかろうかと思えます。図にある通り、右肩上がりです日本全体として老朽化が進行しています。そして右肩下がりです管路の更新が進んでいないということで、今日本中の水道などは悪くなっている最中です。この実例として、A市の管路の更新率の見方を少し紹介しています。図で0.48%、いわゆる経営分析でこういった指標が示されてきたのではなかろうかと思えます。この右側に書いてある通り、1%ということであれば100年に1回、0.5%だと200年に1回の更新ということで、A団体の場合には208年経ったら更新が成り立ちますということです。では、そんなに悠長に待っていいのかといえば、待てないので、この写真にある通り水道施設の漏水事故などが、今増えております。ちなみに、あまり大きく報道されませんが、1年間に日本で起きている漏水事故は3万件を超えています。ということは、日本中毎日どこかで、事故が起きているという状況です。これがどんどんひどくなってきているので、柳井市としてどうかというのは、今後審議会の皆さんの判断によってくるかなと思えます。

こうしたところが、大きな日本中の問題であるとともに、2ページ目です、上下水道料金の最近の状況を少しご説明しておきたいと思えます。ここに入る場合に、電気料金ガス料金の高い負担、最近特に実感されているのではないかと。これに対して、今電気ガスは国を挙げて料金を下げようという動きが出ている。これを水道であったらどういうふうになるかというのは、この2ページの1番の箱囲みです。これ実例でまず紹介します。1点目ですね。物価高騰による市民生活負担を少しでも軽減しようと、ある県の水道事

業者が、水道料金の減免を決めた。2番目、その中のK市というところは、事業所を含む6万3千世帯の水道基本料金を3カ月間全額免除。さらに3番目、S町は町内全域と事業所の上下水道基本料金を2ヶ月間無料。さらには4番目、T村は6・7月分の水道料金を全額免除。水道料金の全額を全く負担しないということです。最後5番目、U市は7・8月の水道料金の基本料金を全額免除して、一般家庭や事業所など全て25万件が対象となった。ここでご紹介したのは、日本全体を見ると、水道料金を下げているところもあるということです。今、柳井市では適正化を考えていて、値上げになるのかもしれないし、あるいはどうなるのか私はわかりませんが、このように、日本中で水道、下水道の大きな問題が出ております。ここで、ぜひ皆さんに気付いて欲しいのは、一見この一般家庭や事業者の皆さんが無料になるというのは、経済的に助かると思います。けれど、大口の方々の事業者が無料になると、一般標準世帯、皆さんの家庭が無料になるのでは、金額的にかなりバランスが悪いのではないのでしょうか。実は、みんな仲良く無料で安くなりますと言っているが、一部の人が大きく恩恵を受ける。よく言われる、本当に公平ですかという問題が一つ。もう一つは、下げたらいつか上げなければいけないかもしれない。こうした問題が全く報じられることなく、日本中で料金値上げの団体もあれば、値下げの団体もあります。重要なのは、これは地方議会で決まれば全て適正ということになるので、ここで紹介したものは違法でも何でもない。こういうこともあるけれど、これをやると何が起きるのかというのは、この黒丸で2点目です。負担の公平と常時給水義務・施設老朽化の更新ということです。ここで水平的公平と言っていますが、一つには大口は大口なりに、一般標準世帯の皆さんだと、使った量に応じて負担することによって、一定のルールのもと公平が保たれる。あるいは時間的に、今日使った人も、多分10年後水道使う人も、蛇口をひねったら水が使えるという点では多分公平だと思います。それなのに、たまたま今使う人だけが無料になって、将来の人はその分高くなりますというのが、公平かどうかという問題も考えなければいけない。この公共料金の取り扱いというのは、一見合理的に見えるけど、よく判断しないとどちらが市民のサービスのためなのか分かりにくいという点を、ここでは紹介しました。この辺を、2ページの下の方で地方自治制度における水道料金制度と会計として、文章化をしております。水道事業の本質は公営公益企業で、電気ガスと同様の公益事業ですよということです。ところが水道事業は、地方公共団体の組織の一部であることから、地方公共団体の運営方針が企業経営の経済性を阻害するおそれがある場合であっても、最終的にはこれを一致せざるを得ないという制度上の限界があります。一般的に市役所は行政をやっているのだから、行財政改革などということで、今後将来財政をどうすればいいと思いますが、水道下水道はあくまでも一つの経営組織体なので、いわゆる経営が合理的に成り立ちうるかどうかという点では、ちょっと違う側面がある。ただ一方で、市長が兼務をしているので、時々行政と水道下水道が同一なように運用されることがある。こうした点が一つ問題ですね。そのため、本来であれば一般会計が行う経済対策を、水道事業者が料金減免という方式をもって対応しなければならない状況が起きています。ここで言っているのは、経済対策、例えば市内の産業・事業者が今大変なのでそうした点を

どうしようかというのは、明らかに産業政策の一環なので、一般行政部局の仕事と言えらると思います。それを、同じ役所でやっているから水道を安くすれはうまくいくでしはうと言った途端、先ほど言った負担の不公平になるかもしれない。あるいは、今老朽化で大変、大きな転換点で見直しをしなければいけないというのに、良かれと思っで料金値下げをしたり、あるいは上げるべき時期に上げないで先送りすると、漏水事故などで結局市民の皆さんのサービスが低下するかもしれない。この点がいわゆる行政の判断と、経営組織体の判断との違いということにならうかと思ひます。

多少難しい言葉になりますが、この辺3ページ目(2)、2段落目からですね、健全な経営を確保する。法律では、健全な経営を確保してくださいという言い方をしています。具体的には、老朽化する水道施設の維持修繕や更新を計画的に行うなど、継続的にサービスを提供してけるように、水道事業を経営する状態を指します。その場合、資産維持費が料金原価算入されることにより、毎事業年度の当年度純利益がもたらされ、経営基盤が強化されます。ここで言っていることは何かといはば、民間企業と同じような経営を行い、予算決算もおおむね民間に追随するよな感じになっていますが、水道下水道は今後将来住民のためにサービスを提供するということで、この資産維持費により今後将来にかかる費用を捻出する。具体的には資産維持費イコール当年度純利益イコール更新財源および償還財源となるということです。つまり、利益という用語で決算書上現れますけど、実際のところそれは全部、今後将来の更新財源、要するに市民のために使われる財源なので、黒字で当たり前で、問題はその黒字の金額が十分足りているのか、あるいは、黒字でも不足しているのかというところが審査の対象になってくると思ひます。

あえてここで、資料に書いてないのでつけ加えて説明すると、では下水道はという問題があります。下水道が水道と同じよな、例えば整備水準、普及率が高ければ全く同じよな経営ができますが、普及率がまだ十分高くない団体においては、このように利益を出して経営をすると、一部の下水道が利用できる地域の市民だけに必要以上の負担を寄せるのかもしれないという点で、下水道の場合にはこの資産維持費という、決算で利益になる部分を、全て住民に転嫁するのがいいのか、あるいは、一般会計と連携をしながら、今後将来の整備と維持更新をやっでいくのがいいかという点で、水道と下水道は多少判断が分かれる点があるということだと思ひます。このよなところは、本日もしくは次回以降の審議会の中で、議論の俎上に乗っでくるのではなからうかと思ひます。皆さんの判断のポイントは、利益というと、役所が儲けてどうするのだと思ひますが、利益が実は健全経営の源泉になるので、その金額が十分な水準であるのか、あるいは不足しているのか、不足しているならば、どの程度の値上げをすべきかという点を、考えでいくということが重要だらうと思ひます。その後、3ページ下の一番下の4行でしはうか、先ほどの新聞記事の事例でもう一度ご紹介しますが、水道料金の減免を行うこと自体は、地方議会の議決があれば法令上全く問題はありません。しかしながら、少なくとも料金減免を行う場合には、今後の将来の水道経営にもたらす影響などを説明した上で、実施すべきでしはうということです。これからもおそらく水道、下水道でも、値下

げという報道が出てくるかもしれませんが、重要なのはそれによって、市民の皆さんにどのようなメリットがあるのか、デメリットがあるのかです。4 ページの上の段落になります。財政的な裏づけがない料金減免の場合、減収となります。そうすると、その部分だけ実は次の料金改定が早く来るか、料金をさらに上げなくてはならない。一見料金減免という市民のためと思っているけど、実は次の料金改定で市民に転嫁されるので、本当に市民のためかどうかは吟味を慎重に考えなきゃいけないということ、ここでは整理をしているところです。

5 ページ目。では、どのようにしてこの公営企業、水道下水道の合理的な経営管理をすべきかということになってきます。(1) 経営責任と書いています。地方公共団体の長、すなわち柳井市長は、選挙で選ばれる政治家なので政治責任と、行政のトップとしての責任と、お金を扱うので会計責任があります。これに対して管理者と書いているのが水道事業と下水道事業の責任者という意味になります。柳井市の場合には、市長が水道と下水道の責任者を兼務はしておりますけれど、負うのは上下水道の経営の組織のトップなので、経営責任と会計責任ということで、政治的な責任は負わないという点で、実は財政的な側面とは全く異なってくるということです。そして法律上は、原則として4年に1回の料金値上げが適当とされている。これは、任期4年なので、任期の内に1回は料金が適正かどうか見直すことが、法律で想定をされている。そして、本日のこの審議会は、市長のためではなく、上下水道の経営責任者たる管理者のために、どうあるべきかを皆さんが意見を述べていくということになります。なぜこのようになっているかというと、政治は選挙で選ばれるので、合理的な経営問題、料金を上げるか上げないかというのは、政治の場で決めると、どんなに合理的な判断であったとしても、政治的な局面から判断が歪む可能性があるので、水道下水道だけは別の法律を作り、あくまで経営として良いかどうかを見るというのが法律体系です。その仕組みが5ページ、ゴシック体4番です。適正水道料金とは何かということで、利用者が負担すべき費用を負担する。分かりにくい言い方ですが、皆さん一人一人が水道使うときに、自分が使った部分は負担するが、他の方々の分まで必要以上に負担しないという、当たり前のことです。ただ、この当たり前のことをどう計算するかというのが、利用者の負担すべき費用の総括原価主義として、企業会計方式における①営業費用②営業外費用として、③事業報酬、先ほどは資産維持費という用語でしたが、要するに利益になる。こうしたことで、料金を決定してくださいと言われていているところです。

時間の都合で、少し先に進んでいきます。よく議論になるのは6ページの5番、なぜ会計上の黒字が必要かということです。この絵で見て欲しいのは、この右側にある、資本的収支、建設改良と書いてある。それから企業債、借入金の返済があります。これに対して国の仕組み上、新しい下水道の整備などに、企業債や補助金などが入ってきますが、全額資金調達ができることはないので、法令上、原則的に必ずこの収入不足というのが出てきます。お金が足りないと、建設改良費などと書いてある工事ができないということです。公営企業会計の場合、この左側にある図の減価償却費と当年度純利益と言うところに線を引いて、そこからこの不足額に矢印を引いているのは、会計上は黒字を

出すけれど、その黒字をもって、建設費と借入金を返すということが、法律上予定されているということです。先程の、他団体での料金減免の事例にあった通り料金を下げると、この財源がなくなるので、市民のために良かれと思って下げたものは、次の料金改定で市民に大きな負担になるので、こうした仕組みをしっかりと構築して、運用していくことが重要だろうということを、この図から分かっていただけだと思います。私が見る限り、全国で料金値下げ等やっていますが、次の料金改定でより高く上がりますとか、あるいは老朽化が進むので、さらに次の対策を打たなければいけないというところまで説明をした文献は、ほとんど見当たらない。目先安くて将来不具合が出る方がいいのか、多少今負担をしてでもしっかりした経営をやってもらうことによって、水道や下水道が維持される方がいいのか、これを判断するというのが、この審議会の非常に重要なポイントの一つだろうと思います。

7 ページ 8 ページに進んでいきます。6 番の料金決定方式は先程も説明した通りで、これから事務局からまた説明が出てくると思います。7 番の料金体系の部分で、(1) 用途別料金体系と (2) 口径別料金体系があります。科学的には、口径別料金体系というふうなものが合理的だと言われています。これは団体ごとにどちらでも、法律上はいいことになっています。ただ用途別という場合は、例えば事業用とか、あるいは家庭用とかになります。こうした場合、事業の種類によって水を使う量が違うとか、例えば、道路側はおそば屋さんで、奥は住居という場合もあるわけです。そうすると、用途別は厳密性で少し問題があると言われているので、口径別の方がいいでしょうと言われているところです。8 ページ目 (4) 基本水量制は何かというと、1 カ月使っても使わなくても 8 m³とか 10 m³までは定額の料金が付いているものです。一見合理的なように見えますが、1 トンの水は、誰が使っても 1 トンの水のコストです。だから、これは無い方がいいでしょうと言われているので、日本中の傾向は、例えば 10 トンあるところは、8 トンまでとか、8 トンのところは 5 トンにするとか、5 トンのところはゼロにするとかということで、基本水量の引き下げが行われています。方向としては、契約をすれば月 1,000 円とかで、使った分を加算する方が合理的、科学的だと言われているところです。ただ、一度に直すと基本料金が月 3,000 円とか非常に高くなり、理論としては分かったけど、市民として払う立場から見ればそう簡単には容認できないという話が出てくると思うので、こうしたところが今後の皆さんの検討会の課題の中で出てくるのではないかと思います。(5) 料金政策は、需要抑制型と需要促進型と書いています。需要抑制型は、水を使わないでくださいということです。水を多く使う人がいれば、水道施設の拡張が必要となるため、高い料金にすれば節水が進むでしょう。ただ、人口減少や、節水が進んでいるなら、余裕のある施設は有効に使ってもらった方がいいので、この②需要促進型におおむね転換をしているということで、柳井市の場合には、水需要が増えているのか、あるいは少し余裕があり使って欲しいのか、こうしたところが皆さんの判断のポイントになってくるのではないかと思います。ゴシック体の、逡増度あるいは下水道の場合は累進度と書いていますが、これは 1 トン当たりの料金単価が、一番安い所分の一番高い所です。同じ 1 トンの水は同じはずなのに、例えば、家庭用は 100

円で、事業用は400円であれば、その4倍、4分の1の関係です。これは、おおむね2から3倍ぐらいまでの範囲で収まった方がいいのではないかと説明がなされてはいるところです。こうしたところは、やはり審議会の検討すべき事項と言えると思います。そのほかに累積赤字の原価算入、よく赤字になれば料金値上げを認めるけど、黒字のうち認めないということが言われます。赤字になってから上げるということは、赤字の部分を加算して上げなければならないので、改定率が高くなるということが一つ。もう一つは、当該年度に本当なら払うべき人が、払わなかったから赤字になったという部分を、次の料金改定で転嫁することは、過去に本当は負担すべきものを、将来に転嫁されているという点で、不合理だという考え方がとられているということです。

まとめていきますと、9ページです。8番、料金算定要領の事例紹介と議決。水道料金算定要領あるいは下水道使用料算定要領と審議会です。水道料金算定要領というのは、日本水道協会で雛形は示されていますが、柳井市の実情に即したものはないので、皆さんで決めてもらうということになります。この算定要領は、柳井市の料金の決め方のルールとなります。最初は事務局から（案）として原案が出てくるとしますので、それをもとに、審議会の皆さんで合理的だと思えば、この審議会の何回目かの中で議決をするところの（案）がとれ、それに基づいて計算された料金が、柳井市民が負担すべき料金として適正になるということになります。この料金算定要領を作っていないと、どうなるかといえば、例えば住民の皆さんから、柳井市の水道料金下水道使用料高いじゃないかと監査請求が出たときに、算定ルールが決まってないから判断できないという点で問題があります。やはりきちんと算定ルールを作って決めるのが、合理的ということになります。

10ページ目、合理的な水道料金の審議会、経営審議会として、このような場でルールを決めていく。諸外国の場合には、公益事業委員会と書いていますが、公共料金を全部判断する組織があるのですが、日本では該当がないので、それに代わるものがこの水道料金審議会、あるいは柳井市の経営審議会が、合理的な算定機関になるということです。皆さんは、経営の観点から審議をし、意見を提言する。それが最終的に、地方議会で議決を受けます。何%値上げが適当であるとか、あるいはこのような料金体系が適当であるとかということまでは、皆さんの責任において昇華するとともに、最後は議会が政治の場で判断するということが、今の日本の決定の仕組みになっています。皆さんの役回りというのは、不特定多数の柳井市民を代表し、どのような水準がいいのか決めるということになる。2番の水道料金審議会の設置については、本日開催中ですので、説明を省略しますが、まとめると11ページになります。

柳井市の上下水道料金の適正化に向けてということで、全体的な検討の着眼点として、不特定多数の上下水道利用者の視点です。誰かが有利とかではなく、負担が公平かどうか、施設の利用状況に応じた負担であるのかどうか。一方で、今電気ガスも含めて値下げというのがあるので、経済対策でそれがいいのかということも、検討の課題になるかもしれません。そうした場合、見送りということも当然あるかもしれません。それとともに、この持続可能な上下水道の施設維持ができるかどうか。安ければ安いほど、

当面はいいかもしれませんが、健全な施設運営ができないということであれば、問題が先送りされる可能性がある。そのほか社会通念上の適正な考え方や経済環境、現在の物価水準などに見合った幅であるのかどうかということになると思います。柳井市における個別具体的な検討としては、基本料金が月3千円で従量料金が1トン当たり10円ですというのが、計算として出てきたとしても、今の料金体系とあまりにも違いすぎるので、皆さんの感覚として許容な水準というのがあるでしょう。そうしたところについても、各委員の先生が議論されればよろしいかと思えます。それと共に、基本料金は合理的な水準に向かっているのか。これは、施設の維持をするためには一定のコストがかかるならば、かかるコストに応じた基本料金は負担してもらおうという方向が、理にかなっているのではないのでしょうか。そして3点目、従量料金の区分格差。逓増度あるいは累進度と言いましたが、大口に多く負担してもらえばいいという考え方がありますが、必要以上に大口が負担をするというのは、やはり負担公平ではないので、バランスの問題を考える。経済的弱者に配慮した政策、これは一般会計の政策になりますが、例えば経済的に厳しいような状況に置かれた方々については、これは別に配慮する。これは一般行政の仕事だろうと思えますので、一般行政と一体的になった対策が行われているかどうか。さらには理論的な事業報酬。先ほど図で紹介しましたが、建設改良費（工事費）と、借入金の返済の財源などが、生み出されるような水準であるのかどうか。そして、料金値上げ増加額の負担が各需要家、一般標準世帯や企業などの区分別の負担能力を超えるような大きな負担となっていないか。ここまで理論的に検討してきても、やはり皆さんにとって、負担のおおむねの許容度というのものもあるでしょうし、企業もそうした許容度があるでしょうから、社会的なバランスの中で考えられてはどうかというところが、おそらく着眼点になろうかと思えます。

少し長くなってしまいましたが、以上私からの説明は終わらせていただいて、もし疑問点等があれば今後の中で、また質問なり意見交換ができればと思っております。以上です。

会長：先生ありがとうございました。中・長期的な視点を持ち、料金や使用料の検討をする。そして、料金・使用料が合理的なものなのかという視点、特に11ページには柳井市上下水道料金の適正化に向けてということで、着眼点等を詳細にまとめていただきましてありがとうございます。それでは皆様から、今までのところで先生に、ご質問等がありましたら、ちょうだいしたいと思いますがいかがでしょうか。

副会長：2点ほどお聞きします。まず1点目は、料金体系の件ですが、基本水量制プラス利用料というやり方と、基本水量を外して、利用料だけで金額を出して負担するという二つのやり方をご説明いただいたのですが、そのメリットとデメリットは何かということ。もう一点は、収入不足を補うのに、減価償却費等々、純利益を出さなくてはならないという話があったと思うのですが、純利益、減価償却費等収入不足に対して、上の方に10%程度がということが書いてありますが、その辺の考え方の方向性をお伺いしたい。

講師： まず、基本水量ですが、歴史的な話が日本の場合には影響しています。明治時代に水道下水道の整備がされたときに、最大の目的はコレラ・チフスの水系伝染病予防対策でした。そのときに、1トンでも多く使ったら料金は高くなるのであれば節水するので、使っても使わなくても、10トンまで同じだから皆さんどンドン手を洗い、体を清潔にして、伝染病予防してくださいというのが目的でした。ただ、今そうした目的はもう解決されているので、合理的なのはどうかといえば、柳井市が整備した水道施設にかかるコストについて、これは基本料金で負担し、使った部分は水量に応じて負担してもらう方が合理的でしょうということです。今、日本中で、できれば基本水量付、1カ月中で10トンとか8トンとかは、できればやめる方向で、あとは料金を、使った使用量でもらう方向に移行したいという流れになっています。ただ、学校で学生に教えるときはそこまでいいのですが、家庭の皆さんとか企業の皆さんに大きい影響が出ます。理論的に正しくても、実務でできないので、10トンだったものは8トンにして、8トンは5トンにして、5トンは0にする。やはり段階を踏まなくてはならないので、柳井市の段階はどういうふうにあるのかを考えられるといいと思います。もし、研究者としてどう思いますかと言われれば、0トンにした方がいいのではないかとお答えをしますが、それが柳井市の皆さんの実感や負担に合うかというのは、私は柳井市で生活しているわけではないので、この辺は皆さんに議論をしてもらった方がよろしいかと思えます。

それからもう一点、6ページの部分になります。先ほどの絵で、当年度純利益が必要でと言いましたが、この当年度純利益がどれだけ必要かというのは、法律では決まっています。各団体が決めることになっています。質問の中であった、5の上のところに黒丸で地方公営企業における利益として、自己資本コスト率10%というのは、これは昭和32年厚生省で一応出されています。このときは、市場金利がすごく高い時期で、今はこれが、概ね3%だとか場合によっては2%、1%かもしれません。ただし、ゼロは駄目です。ゼロということは、結局利益が出ず健全経営にならないので、3%ぐらいがいいのか、1%ぐらいがいいのかというのは、ここは皆さんの一番重要な審議のポイントの一つだと思います。この率を下げれば値上げ率は低くはなりますが、その部分だけ経営体として余裕はなくなるので、どの辺のバランスが良いのかということになる。もう一点、下水道の場合には、一方で私ゼロは駄目と言いましたが、ここで一定程度の率を転嫁すると、普及率がまだ高くない中で、一部の人たちだけに負担を求めることになるので、下水道について全く水道と同列でいいのか、もう少し普及促進の状況を見ないといけない場合は、この利益水準のあり方というのは、少なくともいいのではないかといいところが、皆さんの議論になるのではないかと思います。以上で、回答とさせていただきます。

会長： それでは他の皆さんはいかがでしょう。引き続き議論の中でも、先生に質問をしていただいたりすることができますので、ここで5分程度の休憩を入れ、14時55分再開とします。

会 長： それでは会議を再開します。本日の審議会では説明資料表紙にありますように、水道事業も下水道事業も、今回と次回第5回の資料をまとめた資料となっていますので、およそ半分程度の説明となります。それでは、議題（2）水道事業について事務局より説明をお願いいたします。

（2）水道事業について

事務局： 〔別紙資料にて説明〕

会 長： ありがとうございます。ただいま水道課より、料金改定の検討に当たって総括原価方式で検討していくといったところで、この総括原価方式の中身についての説明をいただいたところです。まず皆様の方から、何か質問等ございますでしょうか。

委 員： 財政計画ですが、前回の資料の14ページの受水費は、閏年ではないときは4億7,700万円で、今回5億2,469万9千円。前回の財政計画の受水費が誤りだったという解釈でよろしいですか。それとも何か意図があって、今回増やされているのでしょうか。

事務局： ただいまの件につきましては、前回の資料は、税抜き額で記載してあるというところでございます。今回は税込みということですので、その部分が若干変わっているというところでございます。

委 員： 普段水道を使っていないので、数字ばかり見るとちょっと分からないところがあります。一般的な使用金額などを具体的に教えていただいた後、平均改定率8.2%アップした場合に、どれぐらいの金額を負担するようになるという、具体的な例を次回お示ししていただきたいなと思います。

事務局： ただいまの件につきましては、今回の資料の後半に資料を付けております。お話しただいた件につきましても、入っていると思いますので、またご確認いただければと思います。よろしくをお願いいたします。

会 長： その他いかがでしょうか。水道料金体系の説明で、先生の方から留意した方がいい点や、補足があればご意見をちょうだいしたいと思うのですが、何かありますでしょうか。

講 師： 先ほどの事務局からの説明を、皆さんと一緒に聞いていたところですが、計算の枠組み等については、本来なすべき計算方式に則っているかなと思います。そうした中で、先ほど話があった論点としては、例えば7ページ目に、前々回算定の際に自己資本×3%を採用しており、継続して採用する。率としては、例えばこれを見直す余地はあります

が、一方でこれを継続して一定率を使うことによって公平化も図られている。こうした点をこの審議会で検討されてはと思います。単純化すると、自己資本×3%のところを5や8にすれば、それだけ改定率は高くなります。他方でこれを下げていけば料金は安くはなりますが、その分だけ健全経営とずれが出るので、それがいいのかどうかというところは、検討が必要かなと思います。概ね見た限りでも、数字の関係は妥当な範囲に収まっているかなと思います。

それと、総括原価として10ページで平均改定率8.21%という数字が出てきたところです。やはり、8.21%であっても値上げということになると、負担はある程度あるかもしれません。先ほど委員の方から、次回料金表がどう変わるのか見たいというのは、もっともな質問で、率だけではなく、実額としてどれぐらいなのか、こうしたところが重要な判断のポイントかもしれません。今、この経済状況の中で料金が上がるのは、やはりなかなか容易ではないかもしれない。かといって、全国的には水道料金の値上げというのは、通例だいたい20%から30%ぐらいで上がっているので、全国的な値上げの傾向からすると、この数字は低い数字には抑えられてはいるかもしれません。しかし、これをもっと抑えれば、次の料金改定が早く来る、あるいは高くなるということなので、概ね許容の範囲には収まっているような気はしますが、ぜひこうしたところをしっかりと今後審議されてはいかがかなと思います。私からは以上です。

会 長： ありがとうございます皆様からは、ご質問等ございますでしょうか。先生にお伺いしたいこととあったところでも結構かと思いますが、何かございますでしょうか。そうしましたら、水道の方は以上とさせていただきます。換気をしなればいけないということがありますので、3分程度換気のために休憩をとらせていただきます。23分を再開の目途とさせていただきますのでよろしく願いいたします。

会 長： それでは会議を再開させていただきます。議題2（3）下水道事業について事務局より説明をお願いいたします。

（3）下水道事業について

事務局：〔別紙資料にて説明〕

会 長： はい。ありがとうございます。ではただいまの説明に対しまして、もしくは説明を受けて佐藤先生のご講演等あわせて、先生の方にお伺いしたいこと等もありましたら、皆様の方からお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

委 員： すみません。まだ全然整理できていないのですが、基本水量をなくしていく方向性ということで、今回（基本水量を）10から6にという案なのかなと認識したのですが、そうした場合に下げていく過程で、今まで10m³が1,430円で、6m³に下がったのに基本料金は変わらないというのは、すごく不思議だなと思いました。先生にお伺いし

ますが、こうやって下げていくときに、どういうやり方があるのかとか、他の事業も踏まえて何かあれば教えていただきたいと思います。

講師： まず、この基本水量を下げるという話で、先ほど前半でも基本水量、どう考えるかという話をしたところです。歴史的に、元々水道、下水道を使ってくださいということで、サービスの観点から付けていたので、そこを合理的に修正していこうというのが、今現在です。全国的には、まず10トンから8トンにして、8トンから6トンもしくは5トンにして、ゼロにするぐらいの傾向です。本当は、不合理だったらいきなり10からゼロにするのが一番いいのですが、そうすると今言った通り、ちょっとでも（基本水量が）下がっても、基本料金は下がらないということで負担があるので、やはりこれは実務上の配慮として、段階的に減らしていくほかないと思います。基本水量を下げて基本料金が下がらないのはどういうことかという、本来なら基本料金でもらっておくべきものを、今までは使った量の方でカバーしていたということです。このバランスを直す過渡期的なので、今のお話のようなことというのは、どうしても途中経過として起きてきます。（基本水量が下がれば）例えば（使用）水量が少ない1人暮らしの方が、（使用）水量が下がっても、なかなか料金が下がらないねというところが、多分これから少し変わってくるかなという感じです。今日の図で言うと、事務局が用意した資料14ページ左側について、固定的経費80%で基本料金2,318円、変動的経費の20%で超過料金、このようなバランスになるのが一番完成形としては望ましいと思います。ただ、実態は固定費がすごく安くなっていて、変動的経費、この超過料金で非常に大きくカバーしている。この是正をどうするかに関わってくる。このバランスを、どう考えるかということで、まず事務局が出された資料は、おおむね妥当な範囲に収まっている印象を持っています。

そこで一点、解説的にコメントしたいのですが、この14ページの真ん中に緩和措置ということで、使用料対象経費×施設利用率と書いている。ここは事務局として、市民の皆さんへの配慮として、調整をした数字の考え方です。この考え方を15ページの次の絵から説明ができるのですが、元々15ページのグラフのブルーの部分、「変動的経費：超過料金として使用者の排水量に応じて負担」ここは要するに使用者が実際に使っている部分です。これに対して、上のオレンジ色の、「固定的経費：基本料金として使用者が均等に負担」と書いていますが、この部分は施設としては整備がされていて、処理する余力はあるけど、市民の皆さんがここまでは使わないので、例えば空き家になっていると表現します。市からすると空き家になっている分は、お金が入ってこない。ここについては入ってこないと経営が厳しい。もう一つは市民のために、もう既に整備をしているので、一定程度ここは負担してもらわないといけない。ただ、ここまで入っていないので「1-施設利用率」、利用率というのは下のブルーの部分は利用されている部分だから、1からこのブルーの部分を引いて、オレンジの部分を出し、この部分を固定費・基本料金としてもらいたいというのが、事務局の考え方であって、考え方としては合理的だと思います。ただ、皆さんから質問としてあった通り、でも8トンの方がいいのではないかと

とか、6トンの方がいいのではないかと、これはもう皆さんの意見で、議論した方がいいと思います。ただ、方向性としてはできる限りゼロに近い方向を目指して、今回の過渡期をどこにするかということ。

それと、事務局で（改定率）9.11%のパターンを示し、18ページから①から④まで（使用料の）4パターンを示しています。皆さんにとっては資料が複雑になり、見づらいうように思えるのではないかと、私も説明聞いていても、これは少しすっと入りづらいうのかなと思っています。ただ言えることは、このパターン1からパターン4どれをとっても、下水道事業者、柳井市としての料金原価をカバーできるようになっているので、どれをとっても大丈夫ですが、市民の皆さんの実態や、今後目指すべき方向性に近いのはどれだろうかというところ。実際にこの9.11%程度転嫁して、出来上がった料金が受け入れやすいかどうか。こうしたところを、今回もしくは次回以降議論されればよろしいのではないかと、私からはコメントしておきたいと思います。以上です。

会 長： ありがとうございます。その他皆様の方からはいかがでしょう。

それでは質問もないようですし、時間も参りましたので会議の方は以上とさせていただきます。本日は本当に先生、協議をしていただきまして、また今回私達も検討するに当たって、いろいろな示唆をいただきまして、ありがとうございます。それでは会議は以上とさせていただきます。では事務局の方にお戻しさせていただきます。

3) 閉会

事務局： それでは会長には議事進行、ありがとうございます。また、委員の皆様には大変お疲れさまでした。加えて先生には、本日最後までご参加いただきまして、誠にありがとうございました。

次回の開催は、11月14日月曜日の14時からを予定しております。開催場所はここの3階大会議室となっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。それでは以上をもちまして、令和4年度第4回柳井市上下水道事業経営審議会を終了させていただきます。お帰りの際は交通安全等にお気をつけてお帰りください。本日はありがとうございました。